

## 福島除染業者「過大役員報酬」事例から学ぶ 課税当局から見た役員報酬の考え方

今年4月中旬、マスコミが一斉に取り上げた福島県原発除染業者「相双リテック」の過大役員報酬の否認事件。多額の税金を投入している福島復興事業という特殊性のある事案ですが、課税当局の「過大役員報酬」の考え方を学ぶには大変に参考になる事案です。この否認事案で仙台国税局は、支払われた役員報酬が同業他社の水準と比べて過大などと判断し、約30億円について経費算入を認めなかったとされます。そこで勉強会では、同事件のマスコミ報道をベースに、「過大役員報酬」の決め手となる「同業種同規模基準」の考え方、対象企業の抽出方法、課税当局が考える“過大”について学びます。講師には、現職時代に同様の“過大”判定について多数指揮してきた当会の武田恒男代表理事が務めます。

租税調査研究会：税務に関するシンクタンク。所得、法人、消費、資産、査察、国際、徴収を専門にした国税OB税理士が所属。税務審理・調査などのアドバイス及び教育などを手がけている。

日時 **令和元年6月13日(木)**

16:00～17:30 (受付開始15:45)  
\*懇親会 18:00～ 開催いたします (有料)

会場 **大槻経営労務管理事務所内セミナールーム**

東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル8F

受講料 **会員無料** 定員になり次第切とさせていただきます。

懇親会費 **5000円 (1人につき)**

申込方法 受講申込書にご記入の上、FAX (03-5579-9083) もしくは、e-mail (tax@zeimusoudan.biz) にてお申し込みください。お申し込み受付け後、e-mailにて受講確認の連絡をさせていただきます。



講師

代表理事兼主任研究員

**武田 恒男** 税理士

東京国税局では、法人税の調査、課税、審理の各部門の実務責任者として活躍。改正国税通則法に精通し、連結納税、組織再編税制の第一人者。

東京国税局調査第一部調査開発課長、同局課税第二部資料調査第一課長、同局課税第二部次長、新宿税務署長等を経て、平成25年7月退職、同年8月税理士登録。一般社団法人租税調査研究会代表理事・主任研究員。

お申し込みFAX番号：03-5579-9083 申込日：令和元年 月 日

受講申込書	福島除染業者「過大役員報酬」事例から学ぶ 課税当局から見た役員報酬の考え方 ◆懇親会 <input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席 ※いずれかにチェックをお願いします。		
フリガナ 【受講者氏名】		【会社名・事務所名】	
【ご住所】〒		【TEL】	
		【FAX】	
【E-mail】			

お問合せ先	一般社団法人租税調査研究会 〒104-0061 東京都中央区銀座1-16-5 銀座三田ビル5F(担当:宮口、会田) TEL: 03-5579-9080 FAX: 03-5579-9083 E-mail tax@zeimusoudan.biz URL http://zeimusoudan.biz/
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------